

○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等）に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第二から別表第五までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>六 （略）</p> <p>七 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上</p>	<p>（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第二から別表第五までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>六 （略）</p> <p>七 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上</p>

著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第八に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
八～二十二（略）

第二条（略）

別表第一～四（略）

別表第五（第五号関係）

区分	科目	時間数	備考
演習 (略)	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	(略)	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	(略)	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	(略)	
	(略)	(略)	
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	二・五	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講	三・五	

別表第六・七（略）

別表第八（第七号関係）

著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第八に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
八～二十二（略）

第二条（略）

別表第一～四（略）

別表第五（第五号関係）

区分	科目	時間数	備考
演習 (略)	基本的な情報収集と記録等の共有に関する実習	(略)	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する実習	(略)	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する実習	(略)	
	(略)	(略)	
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する

別表第六・七（略）

別表第八（第七号関係）

合 計	演習										
	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	一									
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	二・五									
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	二・五									
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	二・五									
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	三・五									
	記録に基づく支援の評価に関する演習	一									
	危機対応と虐待防止に関する演習	一									

合 計	演習										
	行動援護の事例の検討に関する演習	二									
	行動援護の技術に関する講義	二									
	行動援護の事例の検討に関する演習	四									
	行動援護の支援技術に関する演習	三									
	行動援護の事例分析に関する演習	四									
	行動援護の事例分析の検討に関する演習	三									